

公共の担い手

「NPO 法人 成年後見サポートアイ」 設立



「NPO 法人成年後見サポートアイ」設立準備会代表 **東出 健治**

1. 「NPO法人成年後見サポートアイ」 設立経緯

年間行方不明者4万人のうち、約2万人が認知症高齢者と言われています（警察関係資料）。

深刻な問題ですが、こうした認知症高齢者、知的障害や精神的な障害により判断能力が不十分な方々の権利擁護と成年後見制度利用支援そして裁判所からの後見人の受任による財産保全と身上監護を事業目的とした「NPO法人」設立の準備を進めてきました。

幸いにも、連合千葉や自治労千葉県本部とその退職会等の関係者のご理解とご協力を頂き、去る10月22日「NPO法人 成年後見サポートアイ」設立総会を開催し、関係行政機関に法人認証申請書を提出・受理され、3ヶ月の告示期間を経て認可・法人登記の運びとなります。現在、桜咲く4月に事業開始が出来る様に、会員獲得を基本とする事業基盤強化に努めています。

2 「成年後見制度」利用について

(1) 「成年後見制度」の歩み

「黒子」という言葉をご存知かと思います。日本の伝統芸能である能や狂言そして歌舞伎の舞台上、黒い衣装を身にまとい演技者の後方に控えながら演技者を世話する人を「後見」と呼

ばれています。この後見の存在なくして演技者が「いよっ…千両役者」とはやし立てられることはないとも言われる重要な存在です。この後見という言葉が私達の暮らしに「成年後見制度」として登場したのは平成12年4月でした。

(2) 「成年後見制度」「介護保険制度」の同時発足と「社会福祉法」「民法一部」改正

平成12年4月、わが国の福祉制度が大転嫁されました。従来、福祉制度・各種の行政サービスを利用する場合は役所に利用申請を行い、役所が許認可の行政処分を行うという「措置制度」が見直され、個人が自ら各種サービスを選択しサービス提供事業者と契約で利用する制度に転換されました。つまり、社会保障制度は、公費負担による社会扶助制度から保険料を主たる財源にする社会保険への移行でした。

(3) 契約行為不能な方々の制度利用の問題性

堅い話ですが、民法の契約原理によれば、サービス利用者（契約者）が自分の契約行為の内容や結果を判断することが出来ない契約行為は無効となります。つまり、判断能力が不十分又は出来ない人は、その人の生命や生活に関わる福祉制度・各種の福祉サービス利用が出来ないこととなりますので、この不十分な判断能力・契約能力を補う制度として「成年後見制度」が「介護保険制度」と同時発足し今日に至っています。

また「措置制度から契約制度」に伴い社会福

祉法一部改正と民法の「禁治産制度」も改正されました。従来の「禁治産者」という差別的な名称を「後見」「補佐」という名称に改め「補助」の制度も導入されました。この改正は、本人の自己決定権を尊重するノーマライゼーションの理念と調和が図られ、登記によって、禁治産者と記載された戸籍から記載のない戸籍が新たに作成されます。

3. 「私のことは私が決める」 成年後見制度の充実に向けて

憲法改正・改悪がとり沙汰されていますが、憲法第13条（個人の尊厳と幸福の追求権）第22条（移動・居住権）第25条（生存権）で、国民は性別や年齢、障害の有無に関わらず自分らしく生きる権利が保障されています。この「私のことは私が決める」という自己決定権は「世界人権宣言（1948年）」等の国際人権諸原則でも明記されています。つまり、判断能力が低下した或いは喪失した人を

社会から排除するのではなく、ご本人の残存能力と自己決定権を調和させ、その人らしく生きることを支える制度として充実させることが課題です。

<結びに>

団塊の世代特に女性に「終活講座セミナー」に参加する等の「終活ブーム」が盛んだそうです。団塊の世代は「親を看取る最後の世代で子供に看取られない最初の世代」と言われ、女性は男性よりも寿命が長く「お一人様」になってしまう場合が多く、人生の最後の課題である尊厳死、葬儀の形態、墓地の問題、死後事務として、生命保険や年金、預金の整理等をどうするか？考え「終活講座セミナー」に参加しておられるようです。しかしこの課題は女性だけでなく男性の課題でもあります。そして社会全体で対応する課題です。最後を託せる仲間づくりと成年後見制度の利用をお勧めいたします。



NPO法人 成年後見サポートアイ

事務所 千葉市緑区あすみが丘1-31-1

電話番号 043-295-2359

当面は東出の携帯・090-6795-9989 連絡を